

昭和十五年十二月二十八日會議議案

秘

昭和十五年十二月廿八日	決議
昭和十六年一月十五日	公布
勅令第四十六號	

厚生省協和官ノ特別任用ニ關スル件
参照添附

勅令第 號

厚生省協和官ハ其ノ職務ニ必要ナル學
識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委
員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコト
ヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

参照

○厚生部内臨時職員設置制中改正勅令案(抄)

第四條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ社會局ニ屬

セシム

(中略)

二 協和事業ニ關スル事務ニ従事スル者

事務官 專任一人

協和官 專任一人 奏任

屬 專任六人 五人

協和官ノ上官ノ命ヲ承ケ協和事業ニ關

スル事務ヲ掌ル

(下略)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十二月二十八日會議議案

秘

昭和十五年十二月廿八日	決議
昭和十六年一月十五日	公布
勅令第四十七號	

厚生省勞務官等ノ特別任用ニ關スル件

参照添附